

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成22年10月1日～平成23年3月31日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（8件）

- ・スピード違反

30km/h以上40km/h未満 3件

- ・人身事故

相手方に右手足擦傷，打撲の傷害を与えたもの 1件

相手方に左膝及び頭部打撲の傷害を与えたもの 1件

相手方に脳挫傷，左上腕近位骨等の骨折の傷害を与えたもの 1件

相手方に頸椎捻挫，右肩等の打撲の傷害を与えたもの 1件

相手方に肋骨にひびが入る傷害を与えたもの 1件

その他（1件）

- ・無線局免許失効後も無線設備を常時使用できる状態にしており，電波法違反となったもの 1件（公表済み）

2 公益通報の実績

受付件数 1件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

(1) 開催回数 2回

(2) 会議内容 公益通報に係る審査等